

第2期飯塚市地域福祉計画の改訂について：事前質問に対する回答

No	質問	回答
1	<p>【資料6：第2期飯塚市地域福祉計画改訂版 新旧対照表】 P4～6</p> <p>数か所にわたり「(旧)要援護者」が「(新)要支援者」に変わっています。単に字句が入れ替わっただけなのでしょうか。それとも、概念の違いがあるのでしょうか。</p>	<p>平成25年に改正された災害対策基本法において、市町村における「避難行動要支援者名簿」の作成に関する条項が新設されました。</p> <p>それ以前から本市では、上記名簿に該当するものとして「災害時要援護者台帳」を民生委員の協力を得て作成しており、平成29年度から当該台帳の名称を改正法に沿って「避難行動要支援者台帳」に改めたところで</p> <p>す。</p> <p>これを受けて、本計画書における「災害時要援護者」の記載を、改正法に規定されている「避難行動要支援者」の用語に改めようとするものです。従って、新旧いずれの文言も、本計画書では「災害時の避難行動において支援が必要な人」という概念で使用されていることに違いはありません。</p>
2	<p>【資料6：第2期飯塚市地域福祉計画改訂版 新旧対照表】 P2、10</p> <p>「(旧)孤立」が「(新)孤独」に言い替えられていますが、本来、「孤独」は肉親間の生・死別や精神状態を言い、「孤立」は生活上の存在の仕方を指すように理解していました。「孤独死」と「孤立死」を同意語扱いにしては不適切ではないでしょうか。併記したほうがよいのではないかと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、「孤独」と「孤立」はそれぞれ異なる意味を持つ言葉であると考えますが、「孤独死」あるいは「孤立死」という文言で使われる場合、法的にも両者に明確な定義上の区別がなされていないのが現状です。</p> <p>現在の本市の計画書では「孤独死」と「孤立死」の文言が併存しており(例：74・75ページ)、いずれも「地域とのつながりや支えを失った単身者や高齢者世帯の夫婦等が誰にもみとられることなく亡くなること」を表すものとして使用されていました。</p> <p>そこで、本市が平成25年3月にライフライン事業者などと締結した「地域見守りネットワーク等に関する協定」が「ひとり暮らしの高齢者や障がい者の異変を早期に発見し、孤独死を防ぐため」の協定と説明されていること等を踏まえ、本計画書で使用する文言を、今回の中間期見直しを機に「孤独死」に統一しようとするものです。</p>